

# 被告人供述調書の 取扱い

村岡啓一 弁護士

昨今は、なんでもマニュアルに従い、マニュアルど

おりに運用しないと事態が進展しないような風潮がある。先日、司法修習生から司法研修所で広く流布しているという供述調書の取扱いをチャート化した文書を見せられた。そのなかで「被告人の自白調書の取り扱い」と題する図解(図1参照)に「ちよつと待てよ」という違和感を覚えた。この表題は、たぶん、大多数の事件には被告人の自白調書があり、情状事件はもちろんのこと、事実関係を争う場合であっても、第一線の現場で問題になるのはもっぱら被告人の自白調書の取扱いであるという認識に基づいてのことであろうと推測した。

しかし、被告人の供述調書は必ずしも自白調書ばかりではない。チャートのスタートを(被告人の供述調書)ではなく(被告人の自白調書)としてしまうと刑事訴訟法が定めている被告人の多様な供述の内容に応じた証拠能力の要件の区別が見えなくなってしまう。

まうのである。

図1のチャートによれば、(被告人の自白調書)の取扱いの最初の分岐点は法三二六条の同意があったか否かにあり、不同意とされた場合に裁判所が弁護人に対し不同意の理由を釈明し、任意性を争う場合と任意性を争わず信用性のみを争う場合とに区分けしている。しかし、理論的に考えれば、この分類はおかしい。

まず、基本的なこととして、証拠能力の問題と証明力の問題とは次元の異なる問題であること、および、同意・不同意の問題と任意性の問題も(いずれも証拠能力に関わる問題ではあるが)同一平面で論じられる問題ではないことを確認しておく。証拠能力とは当該証拠を法廷に提出しうるか否かの証拠の適格性のことであり、証明力とは当該証拠のもつ証拠価値のことであり、証拠能力が認められて初めて問題となる。また、同意・不同意は法三二六条に基づく証

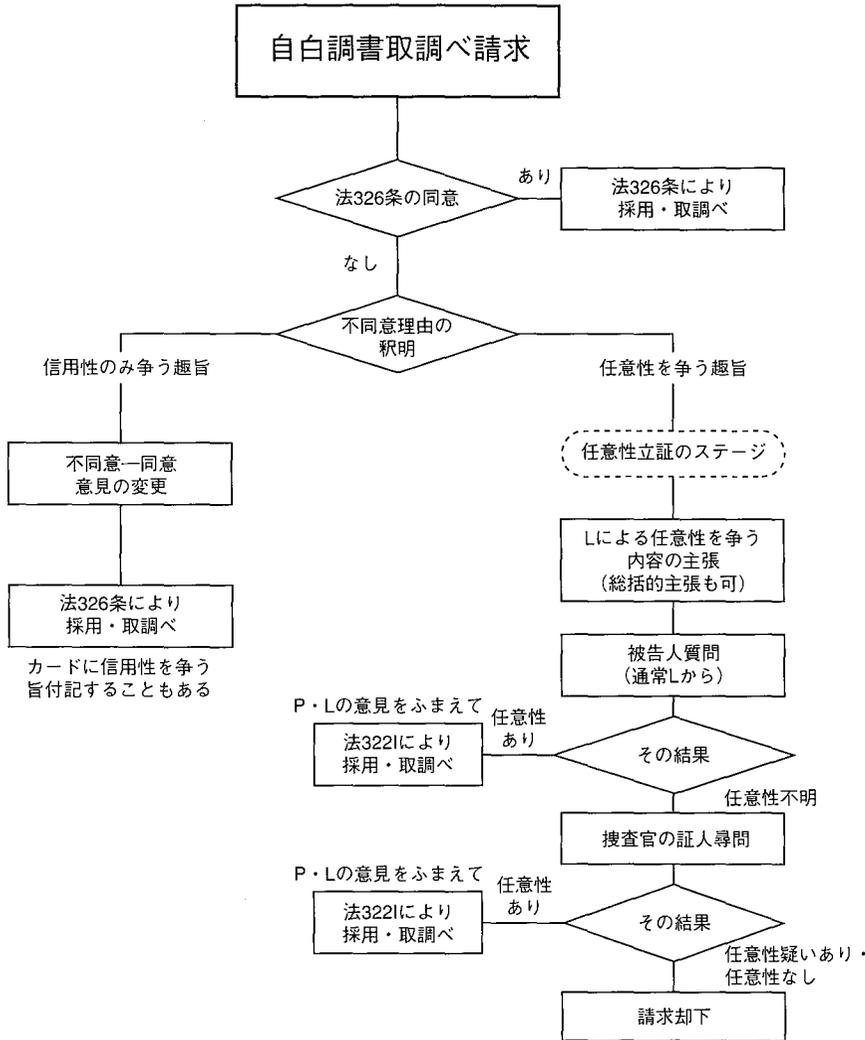


拠能力の賦与行為であるが(被告人以外の第三者の供述調書の場合には、その供述者に対する反対尋問権の放棄という効果をもたらすが、被告人の自白調書の場合はこれとは関係がない)、同意があったからといって当然に証拠能力が認められるわけではない。法三二六条一項が明示しているように「その書面が作成され又は供述のなされたときの状況を考慮し相当と認めるとき」という相当性の要件がさらに必要なのである。そして、任意性が欠ければ、たとえ同意があったとしても相当性の要件を欠くから、法三二六条による証拠能力は認められないのである。

このような理解のうえに立って、図1をもう一度見直してみよう。スタートは「自白調書取調べ請求」となっている。しかし、刑事訴訟法を読めば、被告人の供述の種類には『自白』(法三一九条)、『不利益な事実の承認』(法三二二条)とそれらのいずれにも該当しない『その他の事実に関する供述』(これは法文上

図1

【被告人の自白調書の取扱い】



『自白』の場合

(1) 法三一九条一項の要件—自白が任意になされたものであること

(2) 法三二二条一項の要件—被告人の署名押印(自白は不利益な事実の承認の一形態であるから、この要件のみで足りる)

したがって、『自白』の場合、本来的には、法三二六条の同意・不同意に関係なく、上記要件の存否いかんによって証拠能力の有無が決まる。では、実務で法三二六条の同意を得た場合に証拠能力を認めているのはどういう意味だろうか？

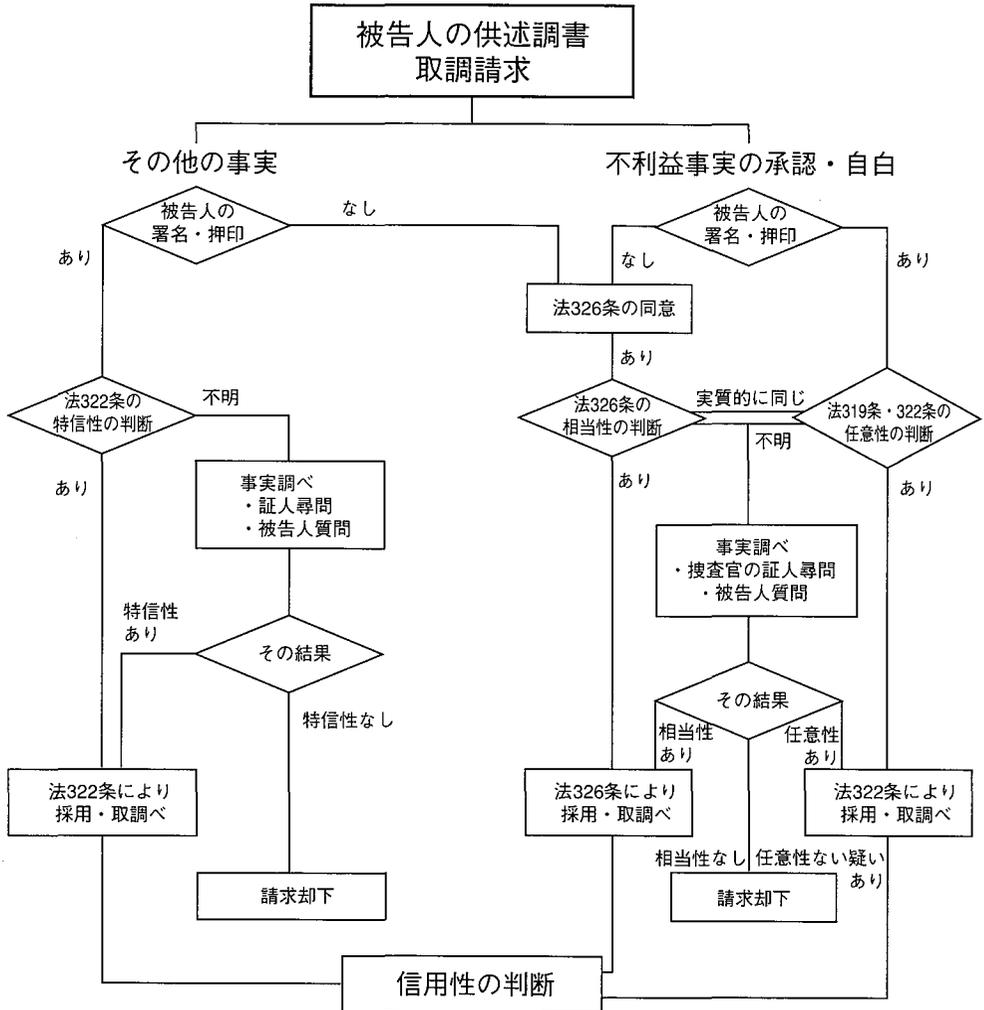
法三二六条は法三二二条を排除していないから、『自白』の場合、法三二六条によっても証拠能力が認められることになる。

(3) 法三二六条一項の要件—同意および供述状況の相当性

前述のとおり、任意性がなければ法三二六条の相当性の要件は否定されるから、任意性の判断は相当性判断のなかで検討されることになり、結局、同意があっても法三一九条一項の要件の判断をする場合と

図2

【被告人の供述調書の取扱い】



同じことになる。

図1のチャートによれば、法三二六条の同意があれば、それだけで法三二六条により証拠能力が賦与されるかのように書かれているが、刑事訴訟法上は、相当性判断の枠組みのなかで任意性判断がなされることになっているのである。別言すれば、任意性立証のステージは同意・不同意にかかわらず、いずれの場合であっても必ず存在するのであり、任意性を争う意思を明らかにした場合にのみ立証テーマとなるというわけではないのである。

『不利益な事実の承認』の場合

(1) 法三二二条一項の要件―被告人の署名押印および不利益な事実の承認が任意になされたものであること(但書きによる法三一九条一項の準用)

したがって、『不利益な事実の承認』の場合も、本来的には、法三二六条の同意・不同意に関係なく、上記要件の存否いかんによつて証拠能力の有無が決まる。被告人の供述書ないし供述録取書に被告人の署名押印があるかぎり、『自白』と『不利益な事実の承認』を区別して論ずる実益はないから、法三二六条に基づく証拠能力の賦与についても、『自白』の場合の説明がそのまま当てはまる。

(2) 法三二六条一項の要件―同意および供述情況の相当性

法三二二条による『自白』と『不利益な事実の承認』

に対する証拠能力の賦与のほかに法三二六条による証拠能力の賦与を認める実益は、被告人の供述書や供述録取書に被告人の署名押印がない場合に現れる。被告人の署名押印がない以上、法三二二条による証拠能力は認められないが、被告人が同意すれば、法三二六条によって証拠能力が認められるのである。ただし、前述のとおり、相当性の要件を備える必要があることは同じである。

## 『その他の事実に関する供述』の場合

- (1) 法三二二条一項の要件―被告人の署名押印および供述が特に信用すべき情況下でなされたこと(これを「特信性の情況的保障」という)
- (2) 法三二六条一項の要件―同意および供述情況の相当性

法三二二条の特信性の情況的保障と法三二六条の供述情況の相当性とは、被告人の供述がなされた時の主観的客観的情況を証拠能力賦与の要件判断に加えた点では同じであり、その程度につき差違があるにとどまる。したがって、被告人の供述が『自白』と『不利益な事実の承認』のいずれにもあたらない場合であっても、同意・不同意とは関係なく、供述情況の相当性ないし特信性の判断はなされなければならないのである。

さて、以上の検討から明らかになったように、刑事訴訟法に忠実に(被告人の供述調書の取扱い)をチャート化すると図2のようになると思われるが、

いかがであろうか?(図2参照)

実務では、法三二六条による同意をしまえば、あたかも、被告人の供述に証拠能力を賦与するに必要なその他の要件(法三一九条の任意性、法三二二条の任意性、特信性、法三二六条の相当性)の立証責任を免除したかのごとき錯覚がある。その結果、任意性判断は弁護人において任意性を争う旨を明らかにした場合にのみ立証テーマとなるかのごとき誤解がある。また、判例上、任意性が否定される事例はきわめて限局されているため、実際には任意性の有無が問題となるのに、弁護人において、あえて、任意性を争わない旨を明らかにして信用性の問題にすりかえて主張する例が多い。

その結果、理論的には、まったく次元の異なる証拠能力の問題と証明力の問題が区別されずに、任意性を争うのかそれとも信用性を争うのかといった誤った二者択一の問題として登場しているのである。この現実を図らずも反映することになったのが、図1のチャート図といえるだろう。

刑事訴訟法の法理を正確に理解した者であれば、この図を実際の表面的な手続の流れを示したものと理解するに困難はないのかもしれない。しかし、刑事訴訟法の法理に必ずしも通じていない修習生に(被告人の供述調書の扱い)を教えるチャートとしては誤った理解を導きかねず、不適切であろう。

私の危惧が杞憂に終わることを願うのみである。

(むらおか・けいいち/札幌弁護士会)